

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会 定款施行細則

平成 25 年 9 月 18 日 制定

平成 26 年 10 月 2 日 改定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

第 1 章 会長の選任

第 1 条 会長の選任は、理事会において協議され評議員会において評議員の中から選任し、会員総会において報告する。

2. 次期会長および次々期会長の選任は、理事会において協議され評議員会において評議員の中から選任し、会員総会において報告する。

3. 副会長は次期会長であり、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4. 会長は学術集会を行うにあたり副会長のほかに補佐役を置くことができる。

第 2 章 名誉会員・特別会員の推薦

第 2 条 名誉会員および特別会員は、理事会がこれを推薦し、評議員会において承認された者とする。その後、本人の承諾を得た上で理事長の名において称号を次の会員総会で贈呈する。

第 3 章 役員を選任

第 3 条 役員を選任は、評議員会の決議によって評議員の中から選任する。

2. 役員任期は、1 期 2 年とし、再任を妨げない。但し、連続 3 期を超えないものとする。

3. 理事長の任期は 2 年とし、乳腺外科と形成外科で交代制とする。

4. 理事は 2 年ごとに 1/3 ずつ交代する。

5. 理事会の議事は、議長を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、監事は議決権を有さない。

6. 役員は無報酬とし、本法人の使用人として報酬を受け取ることもできない。

第 4 章 評議員の任期

第 4 条 評議員の任期は、就任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 第 1 項に定める定例一斉選出以外により選出された評議員の任期は、1 項の規定にかかわらず、定例一斉選出により選出されている評議員の残任期間とする。

第 5 章 資産及び会計

第 5 条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第 6 条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

2. 自然災害や突発的の事情により事業が遂行できなくなった場合には理事会で審議の上、資産から充当する。

第 7 条 本会の会費は別に定める会費規定による。

2. 留学等の理由で会費を納入できない場合は、理事会の承認を得て、事前に納入するか、事後にその間の会費を納入することができる。ただし、その期間の会費の納入がなされない場合は、会員歴からその期間の年数を差し引くものとする。

第 6 章 施行細則の改正

第 8 条 この施行細則は、理事会の決議によって変更することができる。

第 7 章 附則

第 9 条 この施行細則は、平成 25 年 9 月 18 日に開催される評議員会において承認を経て、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。